

○磐田市排水設備等指定工事店の違反行為等に対する処分に関する要綱

平成31年4月1日上下水道事業管理告示第4号

磐田市排水設備等指定工事店の違反行為等に対する処分に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、磐田市下水道条例（平成17年磐田市条例第211号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例第2条第12号に規定する指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対する指定の取消し及び指定停止の処分（以下「処分」という。）の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(違反点数の決定等)

**第2条** 磐田市下水道事業管理者（下水道事業の管理者の権限を行う市長。以下「管理者」という。）は、指定工事店が条例第16条各号に掲げる事由（以下「違反行為等」という。）のいずれかに該当するときは、別表第1に基づき当該違反行為等の態様により、違反点数を付するものとする。ただし、当該違反行為等が不可抗力その他特別の事情にかかわる場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、指定工事店が指定の停止を受け、当該指定停止が満了した時から1年以内に違反行為等があった場合は、違反点数に3を乗じて得た点数を付するものとする。ただし、当該違反行為等が不可抗力その他特別の事情にかかわる場合は、この限りでない。

3 管理者は、前2項の規定により違反点数を付する場合は、当該指定工事店に対し、注意書（様式第1号）により注意を行うものとする。

(処分)

**第3条** 違反行為等に対する処分は、別表第1に掲げる違反点数の累積により行う。

2 管理者は、違反点数が別表第2の処分基準点数の欄に掲げる点数に達したときは、磐田市排水設備指定工事店審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経て、当該処分内容の欄に定めるところにより処分を決定する。

3 管理者は、処分を決定したときは、当該指定工事店に対し、処分決定通知書（様式第2号）により通知する。

(周知)

**第4条** 管理者は、処分を行ったときは、その都度告示するとともに、関係機関に通知する。

(違反点数の消滅)

**第5条** 各違反行為等の違反点数は、当該違反点数を付した日を起算日として、1年経過した日をもって消滅する。

2 指定工事店の違反点数は、前項に規定する経過期間中であっても、当該指定工事店が指定の停止を受け、当該指定停止が満了した時は、全て消滅する。

(処分後の工事施工)

**第6条** 指定工事店が違反行為等に係る処分を受けた時において、当該指定工事店に本市の排水設備等に係る未工の請負工事があるときは、当該請負工事に限り施工することができる。

(その他)

**第7条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、磐田市排水設備等指定工事店の違反行為等に対する処分に関する要綱（平成20年磐田市告示第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	違反行為	違反点数
条例第16条第1号	次のいずれかの指定基準に適合しなくなったとき。 (1) 責任技術者が1人以上専属していること。 (2) 排水設備等の工事に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 静岡県内に営業所があること。	1 2
条例第16条第2号	次に掲げる事項を遵守しないとき。 (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	2
	(2) 工事は適正な工費で施工し、工事契約に際しては、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。	1
	(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。	2
	(4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。	2
	(5) 工事は、排水設備等の工事の計画の確認を受けたものでなければ着手してはならない。	4
	(6) 工事は、責任技術者の監理の下において設計及び施工しなければならない。ただし、次に掲げる基準を超える建築物の新築又は増築が伴う工事にあつては、建築士の監理の下において設計及び施工しなければならない。 ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号に掲げる防火地域又は準防火地域内の建築物については、延べ面積10平方メートル イ 都市計画法第4条第2項に規定する区域のうち、アに規定する防火地域及び準防火地域以外の区域における建築物については、延べ面積60平方メートル	2
	(7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。	1
	(8) 排水設備等の工事の検査には、工事の責任技術者を立ち会わせるとともに、検査の結果、工事に改善すべき箇所があると認められたときは、市長の指定する期間内に改善しなければならない。	1
条例第16条第3号	次のいずれかに該当する事項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (1) 組織を変更したとき。 (2) 代表者に異動があつたとき。 (3) 商号を変更したとき。 (4) 営業所を移転したとき。 (5) 専属する責任技術者に異動があつたとき。 (6) 住居表示、電話番号等に変更があつたとき。	1
条例第16条第4号	施工する排水設備等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。	2
条例第16条第5号	不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。	1 2
条例第16条第6号	業務に関し、不誠実な行為その他市長が指定工事店として不適当と認められたとき。	1～1 2

別表第2（第3条関係）

処分基準点数	処分内容
8点以上12点未満	30日以内の指定の停止
12点以上	条例第16条第1号又は第5号に該当する場合は指定の取消し 条例第16条第2号から第4号まで又は第6号に該当する場合は31日以上180日以下の指定の停止又は指定の取消し